

2004年11月8日	
連絡先	
総務局	
予算調整室	
電話	059-224-2216

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第7条の規定により、平成16年第3回にかかると定例会に補助金等評価結果調書及び継続評価実施計画を公表します。

### 補助金等評価結果調書

(部局名 総合企画局)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	飯高町 飯南郡飯高町大字宮前180	100,000	<p>(根拠) 電源開発促進対策特別会計法、電源立地地域対策交付金交付規則、発電用施設周辺地域振興事業費補助金交付要領 (公益性及び必要性) 本補助金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 発電用施設周辺地域の市町村が補助金を活用し、企業導入、産業活性化のための事業やスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等の公共施設整備等が進められている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等が電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。</p>	特定政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 総合企画局) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-2	石油貯蔵施設立地対策等交付金	四日市市 四日市市諏訪町 1番 5号	108,358	<p>(根拠) 石炭並びに石油及び製油代替エネルギー対策特別会計法 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則 (公益性及び必要性) 本交付金は石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉向上を図ることにより石油貯蔵施設設置の円滑化を図ることを目的としており公益性とともに必要性を有する。</p> <p>(効果) 石油貯蔵施設立地及びその周辺市町村が公共施設を整備し住民の福祉向上が図られている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等が石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。</p>	特定政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 総合企画局) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-1 (15-2-1)	四日市港管理組合負担金	四日市市霞 2丁目 1 - 1 四日市港管理組合 管理者 四日市市長 井上 哲夫	1,484,481	(根拠) 四日市港管理組合規約 (公益性) 四日市港管理組合の経費を支弁することを目的としたこの負担金は、特定重要港湾である四日市港を管理運営するという理由により公益性を有する。 (必要性) 本県は四日市港管理組合の構成団体であるという理由により、負担金を支出することは必要である。 (効果) 四日市港管理組合が実施する四日市港の整備により、取り扱いコンテナ貨物量が過去最高の 237万 8千トン(平成 15年)を記録した。 (交付基準等の妥当性) 四日市港管理組合規約に定められた負担割合に基づき交付決定している。	特定政策 室	

第3号様式(条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

( 部局名 総務局 )

( 単位 :千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-1 (15-2-1)	三重県職員互助会 助成金	(財)三重県職員互助会 津市広明町13	134,938	<p>(根拠)地方公務員法、三重県職員等の共済制度に関する条例、総務局関係補助金等交付要綱</p> <p>三重県職員の福利増進を図ることを目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するために補助するものであり、職員の公務能率を増進させることにより地方公共団体の行政の能率的な運営をはかることに資するものである。</p> <p>県が地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するにあたり、対象・目的が同じである三重県職員互助会に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的・効果的である。</p> <p>この事業を実施することにより、職員の資質向上のための自己実現等、公務能率の向上を図るための福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、交付目的である三重県職員の福利増進を図ることができた。</p>	福利厚生室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-1 (15-2-1)	三重県文化会館事業補助金	(財)三重県文化振興事業団 津市一身田上津部田1234	90,000	(根拠) 生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 県民に質の高い芸術文化に触れる機会を提供することを目的としたこの補助金は、多様なジャンルの公演等の事業が実施できるよう支援することにより、県民の芸術文化に対する意識の普及や芸術文化活動の促進等に資するものであり公益性を有する。 (必要性) 県民ニーズを幅広くとらえた多彩な公演等の事業を県民が気軽に楽しめるように配慮するためには、採算性のみの観点で進めることは望ましくないと考えられることから、一定の補助は必要である。 (効果) 40の公演等の事業により多様なジャンルの質の高い芸術文化を提供することができ、入場率についても、トータルで80%を確保するなど、多くの県民参加を得ることができた。 (交付基準等の妥当性) 全体事業費から入場料見込額等を差し引いた額を補助しており、必要最小限の補助金として交付している。	文化振興室	
15-3-1 (15-2-2)	緊急地域雇用創出市町村等補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	118,457	(根拠) 三重県緊急雇用創出基金条例、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本市が失業者の雇用機会の創出を図るため、地域のニーズを踏まえて実施する事業に支援を行うものであり、失業者支援等の面で公益性を有する。 (必要性) 厳しい雇用情勢の緩和のために、国の施策として平成13年12月から平成16年度末まで推進することとされたものであり、失業者が再就職を行うまで緊急的に支援するという観点から必要である。 (効果) この補助金を交付した事業の実施により、117名の新規雇用者を確保することができた。 (交付基準等の妥当性) この補助金は、市町村への10/10の補助を基本として国から受けた交付金によるものである。	雇用・能力開発室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-3	緊急地域雇用創出市町村等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目-18-18	94,715	(根拠) 三重県緊急雇用創出基金条例、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本市が失業者の雇用機会の創出を図るため、地域のニーズを踏まえて実施する事業に支援を行うものであり、失業者支援等の面で公益性を有する。 (必要性) 厳しい雇用情勢の緩和のために、国の施策として平成13年12月から平成16年度末まで推進することとされたものであり、失業者が再就職を行うまで緊急的に支援するという観点から必要である。 (効果) この補助金を交付した事業の実施により、90名の新規雇用者を確保することができた。 (交付基準等の妥当性) この補助金は、市町村への10/10の補助を基本として国から受けた交付金によるものである。	雇用・能力開発室	
15-2-4	緊急地域雇用創出市町村等補助金	津市 津市西丸之内23-1	77,944	(根拠) 三重県緊急雇用創出基金条例、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本市が失業者の雇用機会の創出を図るため、地域のニーズを踏まえて実施する事業に支援を行うものであり、失業者支援等の面で公益性を有する。 (必要性) 厳しい雇用情勢の緩和のために、国の施策として平成13年12月から平成16年度末まで推進することとされたものであり、失業者が再就職を行うまで緊急的に支援するという観点から必要である。 (効果) この補助金を交付した事業の実施により、88名の新規雇用者を確保することができた。 (交付基準等の妥当性) この補助金は、市町村への10/10の補助を基本として国から受けた交付金によるものである。	雇用・能力開発室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-1	緊急地域雇用創出市町村等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	81,796	(根拠) 三重県緊急雇用創出基金条例、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本市が失業者の雇用機会の創出を図るため、地域のニーズを踏まえて実施する事業に支援を行うものであり、失業者支援等の面で公益性を有する。 (必要性) 厳しい雇用情勢の緩和のために、国の施策として平成13年12月から平成16年度末まで推進することとされたものであり、失業者が再就職を行うまで緊急的に支援するという観点から必要である。 (効果) この補助金を交付した事業の実施により、71名の新規雇用者を確保することができた。 (交付基準等の妥当性) この補助金は、市町村への10/10の補助を基本として国から受けた交付金によるものである。	雇用・能力開発室	
16-2-2 (15-3-2)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	281,186	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-3 (15-3-3)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	683,400	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-4 (15-3-4)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 リノール女子学院 四日市市平尾町2800	195,927	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-5 (15-3-5)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 イソビオ学園 四日市市追分1丁目9-34	328,099	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-6 (15-3-6)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 享栄学園 鈴鹿市庄野町1260	547,332	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-7 (15-3-7)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 高田学苑 津市大里窪田町字下沢2865-1	659,480	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-8 (15-3-8)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 セントセブ女子学園 津市大字半田1330	268,047	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-9 (15-3-9)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101-2	651,808	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-10 (15-3-10)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 皇學館 伊勢市神田久志本町1704	399,812	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-11 (15-3-11)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13	198,398	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-12 (15-3-12)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 日生学園 一志郡白山町八対野2739	359,496	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-13 (15-3-13)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	217,950	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-3	私立幼稚園振興補助金	学校法人 あおい学園 四日市市大矢知町2700	107,983	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-4	私立幼稚園振興補助金	学校法人 宣真学園 鈴鹿市鈴鹿ハイツ5-45	115,603	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-5	私立幼稚園振興補助金	学校法人 大川学園 津市大谷町240	78,052	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-14 (15-3-14)	私立養護学校振興補助金	学校法人 養護学校聖母の家 学園 四日市市波木町398-1	231,288	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の10/10の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担(授業料)を求めずに障害児教育を推進するための支援を行っているものである。	私学振興室	
16-2-6	日本私立学校振興共済事業団補助金	日本私立学校振興共済事業団 東京都文京区湯島1丁目7-5	80,145	(根拠) 私立学校教職員共済法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 私立学校教職員の福利厚生充実及び私立学校の設置者、教職員の共済掛金における負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 私立学校教職員のための円滑な福利厚生事業の推進に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 私立学校教職員共済法に基づき、他の都道府県と同様に支援しており、私立学校の設置者及び教職員の長期共済制度の掛金の約6.4%を補助したものである。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-7	私立学校教職員退職基金財団補助金	(財)三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	133,591	(根拠) 教育基本法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 私立学校教職員の相互扶助事業の安定化への支援として、補助金を交付することが必要である。 (効果) 私立学校教職員への退職金支給制度の円滑な運用に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 当財団の事業運営に必要な経費を予算の範囲内で補助(平成15年度は、約23.2%を県で支援し、約76.8%を私立学校の設置者が負担)しているものであり、私立学校教職員への安定した退職金支給のうえで不可欠である。	私学振興室	

補助金等評価結果調書

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-1 (15-2-1)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法)福祉医療機構 理事長 山口剛彦 東京都港区虎ノ門 4丁目3番13号	285,947	(根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助するものである。 この事業の実施により、利用者本位の福祉サービスの提供のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させ、職員の定着化を図り、質の高い人材の確保するという目標を達成することができた。	地域福祉室	
16-1-1	北勢健康増進センター整備事業費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1 番5号	132,862	(根拠)北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱 地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進センター整備事業経費を一部補助する。 この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
16-2-6	心身障害者医療費補助金(15年度)	伊勢市 市長 水谷光男 伊勢市岩淵1-7 -29	87,842	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	

16-2-7	心身障害者医療費補助金(15年度)	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町2-37	85,664	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室
16-2-10	乳幼児医療費補助金(15年度)	鈴鹿市 市長 川岸光男 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	83,098	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。 なお、一層の効果を発揮するために、平成15年度から、対象範囲を4歳未満に拡大して見直しを行ったところである。	生活保障室
16-2-11	延長保育促進事業費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	79,238	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金等交付要綱 保育所における11時間超の延長保育を促進することを目的としたこの補助金は、複数市町村にまたがる広域事業という理由により県として事業を行うことが必要であり、市町村との密接な連携のもとに実施する必要があるという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、子育て環境の整備という施策について、延長保育の取組を促進することができた。	こども家庭室
16-2-12	保育所整備費負担(補助)金	(社福)緑和福祉会 理事長 木村敬一 鈴鹿市寺家町1308	107,026	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく保育所の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用の国が1/2、県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、子育て環境の整備という施策について、保育所の施設整備を促進することができた。	こども家庭室

16-2-13	保育所整備費負担(補助)金	(社福)自由学苑福社会 理事長 大川吉崇 久居市西鷹跡町3 65-11	130,186	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく保育所の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用の国が1/2,県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、保育所の施設整備を進め、子育て環境の整備を図ることができた。	こども家庭室
16-2-14	看護師等養成所施設整備費補助金	(社)津地区医師会 会長 吉田 壽 津市桜橋2丁目19 1-4	246,060	(根拠)看護師等養成所施設整備費補助金交付要領 看護師等養成所の施設整備を目的としたこの補助金は、看護師等の人材を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、他に方法がないことから、補助金を交付することが最も効果的である。 この事業の実施により医療提供体制が整備され、看護職員の充足率を高めることができた。	医療政策室
16-2-15	看護師等養成所施設整備費補助金	(学)伊勢学園 理事長 中西康裕 伊勢市黒瀬町562 -13	179,313	(根拠)看護師等養成所施設整備費補助金交付要領 看護師等養成所の施設整備を目的としたこの補助金は、看護師等の人材を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、他に方法がないことから、補助金を交付することが最も効果的である。 この事業の実施により医療提供体制が整備され、看護職員の充足率を高めることができた。	医療政策室
16-2-16	救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社三重 県支部 副支部長 吉田 哲 津市栄町1丁目89 1番地	97,078	(根拠)医療施設運営費等補助金交付要綱 休日夜間における重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救急センターの安定的運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も効果的な方法である。この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。 なお、一層の効果を発揮するため、三重大学医学部附属病院へ救命救急センターの設置を働きかけている。	医療政策室

16-2-17	医療施設近代化補助金	(医)橘会 理事長 横井隆夫 多度町大字柚井 1702	130,200	(根拠)医療施設等施設整備費補助金交付要綱 病院の老朽化等による建替等を目的としたこの補助金は患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を行うための施設整備であり、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、医療提供体制が整備され、医療に対する県民満足度の向上につながった。	医療政策室	
16-2-18	老人福祉施設整備事業費	(社福)すみれ会 理事長 堀江祥子 松阪市鎌田町275 - 1	220,468	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
16-2-19	老人福祉施設整備事業費	(社福)恩賜財団済生会支部三重県済生会 業務担当理事 藤森健而 松阪市朝日町1区 15-6	142,650	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
16-2-20	老人福祉施設整備事業費	(社福)キングスガーデン三重 理事長 堀内剛親 度会郡紀勢町崎字 大平1785	228,196	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	

16-2-21	老人福祉施設整備事業費	(社福)五十鈴会 理事長 山崎 勇 伊勢市楠部町字若 入山 2605- 13	296,619	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-22	老人福祉施設整備事業費	(社福)高田福祉事 業協会 会長 常磐井猷磨 津市一身田町 278	133,940	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-23	老人福祉施設整備事業費	(社福)邦栄会 理事長 石橋支良 伊勢市河崎 3- 15 - 33	208,393	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-24	老人福祉施設整備事業費	(社福)弘仁会 理事長 世古口弘 子 名張市神屋 765	293,500	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室

16-2-25	老人福祉施設整備事業費	(社福)三重福祉会 理事長 伊藤 彌 四日市市西坂部町 1127	130,000	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-26	老人福祉施設整備事業費	(社福)青山福祉会 理事長 山本 泰 名賀郡青山町越山 1135	243,000	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-27	老人福祉施設整備事業費	(社福)永甲会 理事長 清家忠男 四日市市采女町 森ヶ山418-1	251,000	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室
16-2-28	老人福祉施設整備事業費	(社福)有徳会 理事長 田中善彦 飯南郡飯高町大字 下滝野1350-2	117,000	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画 介護保険事業支 援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室

16-2-29	老人福祉施設整備事業費	(社福)ゆり 理事長 向井徹也 度会郡玉城町勝田 字濱塚 3086-42	130,000	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国 庫負担(補助)金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画「介護保険事業支 援計画」に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
16-2-30	障害者施設整備費補助金	(社福)のぞみの里 理事長 伊藤繁美 長島町大字源部外 面 330番地	143,690	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交 付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するも のであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整 備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの 向上を図ることができた。	障害福祉室	
16-2-31	障害者施設整備費補助金	(社福)三央会 理事長 中村勇人 飯南町大字粥見 1 249番地の 1	317,598	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交 付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するも のであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整 備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの 向上を図ることができた。	障害福祉室	
16-2-32	障害者施設整備費補助金	(社福)大智長寿苑 理事長 門脇親房 四日市市智積町 2 896番地の 1	148,050	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交 付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金 は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を 軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するも のであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。この施設整 備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの 向上を図ることができた。 なお、この施設整備は、平成 15、16年度の 2か年事業となっている。	障害福祉室	

16-2-33	精神障害者社会 復帰施設整備費 補助金	(社福)ジェイエイみ え会 理事長 前田美種 鈴鹿市岸岡町 589 番地の 2	124,604	(根拠)保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助 金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担 を軽減し、精神障害者の社会復帰にむけた基盤づくりを促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 なお、この施設整備は、平成 15、16年度の 2か年事業となっている。	障害福祉室	
16-2-34	精神障害者社会 復帰施設整備費 補助金	(社福)名張育成会 理事長 渡邊千明 名張市中村 2326 番地	71,990	(根拠)保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助 金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担 を軽減し、精神障害者の社会復帰にむけた基盤づくりを促進するものであ り、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 なお、この施設整備は、平成 15、16年度の 2か年事業となっている。	障害福祉室	
16-2-1 (15-2-2)	心身障害者医療 費補助金(15年 度)	津市 市長 近藤康雄 津市西丸之内 23 番 1号	146,969	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目 的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として 事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであること から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策 を、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けることができ る環境を整備したことによって達成することができた。	生活保障室	
16-2-2 (15-2-3)	心身障害者医療 費補助金(15年 度)	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 番 5号	248,187	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目 的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として 事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであること から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策 を、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けることができ る環境を整備したことによって達成することができた。	生活保障室	

16-2-3 (15-2-4)	心身障害者医療 費補助金 (15年 度)	松阪市 市長 下村 猛 松阪市殿町 1340 番地の 1	108,899	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策を、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けることができる環境を整備したことによって達成することができた。	生活保障室
16-2-4 (15-2-5)	心身障害者医療 費補助金 (15年 度)	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号	151,148	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策を、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けることができる環境を整備したことによって達成することができた。	生活保障室
16-2-5 (15-2-6)	乳幼児医療費補 助金 (15年度)	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 番 5号	115,523	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療 福祉を推進するという政策を、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けることができる環境を整備したことによって達成することができた。 なお、一層の効果を発揮するために、平成15年度から、対象範囲を4歳未満に拡大して見直しを行ったところである。	生活保障室

16-2-6 (15-3-1)	精神障害者社会 復帰施設運営費 補助金	(医)北勢会 理事長 佐藤貴志 いなべ市北勢町麻 生田 1953	79,484	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
16-2-7 (15-3-2)	精神障害者社会 復帰施設運営費 補助金	(社福)四季の里 理事長 田中昌治 四日市市山田町向 山 836-1	95,574	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
16-2-8 (15-3-3)	精神障害者社会 復帰施設運営費 補助金	(社福)夢の郷 理事長 羽田嘉寿 郎 津市城山 1-8-1 6	98,910	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	

16-2-9 (15-3-4)	精神障害者社会 復帰施設運営費 補助金	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市下村町字覚 部 2203- 1	101,231	<p>④根拠 精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。</p> <p>なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。</p>	障害福祉室	
--------------------	---------------------------	--	---------	---	-------	--

補助金等評価結果調書

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-30	障害者施設整備費補助金	社会福祉法人 のぞみの里 理事長 伊藤繁美 長島町大字源部外面 330番地	143,690	社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者施設の整備を目的としたこの補助金は、障害福祉サービスの充実を図るために必要であり、施設整備に係る経費が多額なことから、補助金を交付することが必要となる。 なお、この施設整備は、県の障害者プランに沿ったものであり、地域の障害福祉サービスの向上を図ることができ	障害福祉室	
16-2-31	障害者施設整備費補助金	社会福祉法人 三央会 理事長 中村勇人 飯南町大字粥見 1249番地の1	317,598	社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者施設の整備を目的としたこの補助金は、障害福祉サービスの充実を図るために必要であり、施設整備に係る経費が多額なことから、補助金を交付することが必要となる。 なお、この施設整備は、県の障害者プランに沿ったもの	障害福祉室	
16-2-32	障害者施設整備費補助金	社会福祉法人 大智長寿苑 理事長 門脇親房 四日市市智積町 2896番地の1	148,050	社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者施設の整備を目的としたこの補助金は、障害福祉サービスの充実を図るために必要であり、施設整備に係る経費が多額なことから、補助金を交付することが必要となる。 なお、この施設整備は、平成15、16年度の2カ年事業	障害福祉室	
16-2-33	精神障害者社会復帰施設整備費補助金	社会福祉法人 ジェイエイみえ会 理事長 前田美穂 鈴鹿市岸岡町 589番地の2	124,604	保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者社会復帰施設の整備を目的としたこの補助金は、精神障害福祉サービスの充実を図るために必要であり、施設整備に係る経費が多額なことから、補助金を交付することが必要となる。 なお、この施設整備は、平成15、16年度の2カ年事業となっている。	障害福祉室	
16-2-34	精神障害者社会復帰施設整備費補助金	社会福祉法人 名張育成会 理事長 渡邊千明 名張市中村 2326番地	71,990	保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者社会復帰施設の整備を目的としたこの補助金は、精神障害福祉サービスの充実を図るために必要であり、施設整備に係る経費が多額なことから、補助金を交付することが必要となる。 なお、この施設整備は、平成15、16年度の2カ年事業となっている。	障害福祉室	

(記載要領)

(1)この調書は、交付決定実績調書に記載された事項について、補助金等の評価基準等により評価を行い、その結果を記載する。

(2)番号:(年次)-(交付決定実績調書の番号)とする。(例)15-3-2:平成15年第3回定例会の2番

(3)評価結果:補助金等の評価基準等により評価を行い、その結果について記載する。

## 補助金等評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	チーム名	備考
16-2-1 (15-2-1)	林道事業費補助金	飯南郡飯高町大字宮前 180番地 飯高町	142,760	(根拠) 環境森林部関係補助金交付要綱 (公益性) 林道の整備により、森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を増進することができた (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	森林保全室	
15-2-2	林道事業費補助金	熊野市井戸町796番地 熊野市	105,476	(根拠) 環境森林部関係補助金交付要綱 (公益性) 林道の整備により、森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を増進することができた (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	森林保全室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-7 (15-2-1)	三重県中小企業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	159,054	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 中小企業にとって情報化対応は、急速に進展する高度情報化社会における企業の経営基盤として不可欠なものであり、また、ものづくり基盤を支える経営基盤の脆弱な県内下請中小企業に対して自立的発展を促す当センターの支援事業は、地域産業の活性化や雇用の確保のために不可欠なことから、財団法人三重県産業支援センターが行う中小企業の経営資源強化及び経営革新等の支援事業の促進を図ることを目的としたこの補助金を県が支援を行うことは妥当であり公益性を有する。</p> <p>(必要性) 情報や資金の不足などから、情報化に必要なハード・ソフトの導入や人材の育成・確保などの問題を抱えていることが多く、社会のIT化が急速に進展するなか、情報化への対応が遅れがちであり、また、発注企業の海外展開、海外部品調達等により下請中小企業者の仕事量が減少するとともに、コストダウン要請、短納期化への対応等を求められ、厳しい経営環境におかれているという理由により、当センターが実施する様々な中小企業への支援事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業の経営資源を強化し、経営革新等の取り組みを促進するために(財)三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行ったことにより、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にかかる経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分については、県の補助金以外に資金を確保することは難しく(県として補助する必要がある。その内、中小企業支援法において規定された事業については国の補助を効果的に活用を図っている。</p> <p>(その他) 平成15年度から、中小企業支援として同一の目的を有する補助金を統合し、事業執行に際して、中小企業者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるワンストップサービス体制を図ったところである。なお、県費補助金については、平成18年度を目途に県からの委託的な事業と、センターの自主事業とを整理したうえで見直しを行う予定である。</p>	産業支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-2	中小企業電子商取引支援事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	95,951	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内中小企業に対する情報化支援は、急速に進展する高度情報化社会における企業の経営基盤の強化のため不可欠なものであり、新たに電子商取引に取り組み、企業の自立的発展を促す当事業は、地域産業の活性化や雇用の確保に繋げることができるため、県が支援を行うことは公益性がある。</p> <p>(必要性) 中小企業者等の電子商取引市場への早期参入を支援することで、企業の市場での優位性を確保するステップとなり、新たな販路を求めている企業の活性化に寄与できる。</p> <p>(効果) 本事業の実施により、平成15年度に新たに構築された903社の電子商取引ネットがさらに他の企業へと広がりを生み、県内企業の活性化とそれに伴う雇用の拡大が期待できる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県内企業で、99%と大多数を占める中小企業に対し、補助事業による企業活動支援をすることは、妥当である。</p> <p>(その他) 平成14年度からの2ヶ年事業として目的を達成し、平成15年度末で終了している。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-6 (16-2-5)	財団法人三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	220,961	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 本県における新産業の創出を促進することを目的としたこの補助金は、景気変動に強い柔軟な産業構造への転換を図るとともに、雇用の増大などにより地域経済の活性化に資するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例を導き、起業が活発化することにより、自律的な産業集積へとたどり着くまでは、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援する施策を講じることが不可欠であるが、そのための経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することは極めて困難であり、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的・総合的に実施したことにより、大学関係者などの意識高揚、成功事例に進むベンチャー企業の発掘・創出など、事業、関係者、企業それぞれにステップアップが見られ、多数の成果が出ているものの、株式公開などの象徴的な成功事例を輩出するまでには至っていない。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、新事業創出促進法に規定するベンチャー企業の中核的支援機関として、ワンストップ・サービスの提供を行うものであり、ここに補助金を交付することが最も妥当な方法である。</p> <p>(その他) ベンチャー企業を直接的に支援する中核的なサービスについては重点プログラムとして位置づけて、生産性の向上のための見直しを図っている。なお、県費補助金については、国の補助金の動向を踏まえ、18年度を目途に見直しを行う予定である。</p>	産業支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-1 (15-2-4)	漁業集落環境整備事業費補助金	南島町 度会郡南島町神前浦15	185,250	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落排水事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。その内、奈屋浦漁港地区については、排水処理場が完成し下水道整備率の向上が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町村が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p> <p>(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-1 (15-2-5)	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	85,500	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっていることから、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であるため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、緊急及び事業効果の大きい漁港を中心に整備し、漁業活動の拠点として答志漁港他1漁港で護岸、用地等の整備を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づき国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p> <p>(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。</p>	水産基盤室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-4 (16-1-2)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	199,116	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっていることから、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であるため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、緊急及び事業効果の大きい漁港を中心に整備し、漁業活動の拠点として小浜漁港他4漁港で防波堤、護岸、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来るよう施設の整備を行い、機能の増進と安全性の確保に努めた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p> <p>(その他) 県単上乗せ補助金については、平成18年度より見直しを行う予定である。</p>	水産基盤 室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-3 (15-2-7)	団体営農業集落排水事業費補助金	木曾岬町 桑名郡木曾岬町大字西対海地251	64,845	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-4 (15-2-8)	団体営農業集落排水事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	149,340	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部 ) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-9	団体営農業集落排水事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸 1-18-18	491,774	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-4 (15-3-5)	団体営農業集落排水事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577番地	112,006	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-11	団体営農業集落排水事業費補助金	安濃町 安芸郡安濃町大字 川西 1310	89,080	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-5 (15-3-6)	団体営農業集落排水事業費補助金	勢和村 多気郡勢和村朝柄 3217	153,925	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-13	団体営農業集落排水事業費補助金	上野市 上野市丸之内116	81,875	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-14	団体営農業集落排水事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	263,965	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-15	団体営農業集落排水事業費補助金	阿山町 阿山郡阿山町玉滝 8542	88,425	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和ある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、平成16年度から、県費上乘せ補助分については、市町村の起償償還に助成する方式に移行している。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-5 (15-2-16)	団体営農村総合整備事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩渕1-7 -29	82,531	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村総合整備事業の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16～18年度の3カ年県民しあわせプランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備事業として位置づけた。また、県費上乘せ補助率については、新規地区において平成18年度より見直しを行う予定である。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-4 (15-3-1)	中小企業連携組織対策事業費補助金	三重県中小企業団体中央会 津市栄町1-891	136,335	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を目的とした補助金は、県内中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しい状況にある中、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体である中小企業を支援するための組合組織化等の事業であることから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業を取り巻く現状は、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化等の影響を受けて、一段と厳しい環境にあることから、その経営基盤の強化を図るため、県中央会が組合組織化等の諸事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業者の連携組織の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業者の組合組織化と適正な運営管理が行われ、既存産業の高度化・高付加価値化の促進に向け、中小企業者の経済的地位の向上が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国の地域産業集積中小企業等活性化等補助金交付要綱(中小企業連携組織対策事業費補助金)では、県中央会が行う中小企業連携組織の推進等の経費に対して、補助金を交付すると規定されており、また、県中央会は法律上も組合指導を行う団体であることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-1 (15-4-1)	小規模事業支援費補助金	三重県商工会連合会 津市栄町1-891	156,240	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-2 (15-4-2)	小規模事業支援費補助金	津商工会議所 津市丸之内29-14	75,110	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-3 (15-4-3)	小規模事業支援費補助金	四日市商工会議所 四日市市諏訪町2 - 5	77,369	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内7万余の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-5	農業共済組合等事務費補助金	桑員農業共済組合 桑名市松ノ木4-7-89	101,710	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-6	農業共済組合等事務費補助金	三泗鈴亀農業共済事務組合 三重郡菰野町大字大強原3247	147,187	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-7	農業共済組合等事務費補助金	中勢農業共済事務組合 津市大字殿村 5	123,508	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第 14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-8	農業共済組合等事務費補助金	松阪飯多農業共済事務組合 多気郡多気町大字相可 1687 - 4	130,442	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第 14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-9	農業共済組合等事務費補助金	伊勢地域農業共済事務組合 伊勢市藤里町 662 - 4	116,481	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第 14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-10	農業共済組合等事務費補助金	伊賀農業共済事務組合 上野市小田町138 0-1	123,089	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-11	農業共済組合等事務費補助金	東紀州農業共済事務組合 熊野市井戸町670-1	54,578	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-12	農業共済組合連 合会事務費補助 金	三重県農業共済組 合連合会 津市桜橋1-649	101,333	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 国の行う農業災害補償制度に基づく事業であり、農家の経営安定のため、国、県、連合会、各組合等との密接な連携のもとで実施する必要がある。</p> <p>(必要性) 農業災害補償制度は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として実施されてる公的保険制度である。また、農業の構造改革が進む転換期にあつて、担い手農家を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備するためには、農業経営の安定を守るセーフティネットとして農業災害補償制度が今後も引き続き機能を発揮して必要がある。農業共済団体は、強く公益性を有しており、損害防止活動ならびに災害補償など事業の円滑な運営を図るためには、今後も引き続き農業共済事業の運営に係る費用の一部を補助する必要がある。</p> <p>(効果) 農業災害補償制度の円滑な事業実施により、農家の損失を補填し、農家の経営安定に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 農業災害補償法第14条の規定により組合等の事務費は国が負担することとなっている。</p>	団体支援 室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-13	信用事業運営効率化推進事業費補助金	三重県信用漁業協同組合連合会 津市広明町323-1	95,740	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 信漁連は、漁業経営の悪化・金融自由化の急速な進展等の中、小規模零細な漁協信用事業を漁協から譲り受ける立場にあり、ペイオフ全面解禁に対応し、県内の漁業金融秩序の維持を図るとい理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。また、平成17年4月からのペイオフ全面解禁に対応し県内漁業金融の基盤を強化しておく必要があるうえで、優先的に行う重要性と緊急性がある。</p> <p>(効果) 信漁連が機能の向上した効率化機器を導入し、組織の合理化を推進することにより、県内漁業金融の中核となる金融システムの基盤整備を充実させ、地区漁協からの信用事業の譲り受けを達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業は、国庫補助金の水産業振興総合対策事業関係等補助金交付要綱等により、不安定な漁業金融を担う信漁連を対象にしており、採算性やリスクの観点から事業主体だけでは投資が困難であるとい理由により補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	団体支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-14	三重産業振興センター関係補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	219,209	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内中小企業者の新製品、新技術等の研究開発の支援や、開発された新製品等の展示等を行うことにより、県産業の振興に寄与することを目的とした施設であり、地域産業の活性化や雇用の確保のために重要であることから、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 三重産業振興センター(メッセウイング・みえ)の建設費にかかる補助金であり、国から地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚え書きによる。</p> <p>(効果) 施設において企業等が開発した新製品等の展示会、見本市等を通じ、県産業の振興に寄与しており、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができたとともに平成15年度分の高度化資金を償還することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。また、国から地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚え書きにより、適正に補助している。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-15	漁村コミュニティ基盤整備事業費補助金	浜島町 志摩郡浜島町大字 浜島 1787-101	114,000	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 漁業後継者を育成することにより漁村の活性化を図り、水産物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみならず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁村コミュニティ基盤整備事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 漁業体験や水産加工体験 故郷調理体験等ができる交流基盤施設が整備されることにより、漁業後継者が育成され、漁村地域の活性化を通じて、地域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給される環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)及び新漁村コミュニティ基盤整備事業の運用について(平成14年3月29日付け13水港第4216号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-1	運輸事業振興助成交付金	社団法人三重県トラック協会 津市桜橋三丁目5-11	419,053	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を目的として、自治事務次官通達(昭和51年11月18日付け自治府第112号)に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するもので、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 昭和51年度の税制改正により、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、自治事務次官通達に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するものである。</p> <p>(効果) この交付金を活用してトラック協会が実施した、排ガス減少装置の購入助成などの環境対策事業、スピードリミッター装着助成などの安全性の向上、公共共同施設の整備、輸送サービスの改善等の各種事業により、公共輸送機関の利便性を向上させるとともに、産業経済や県民生活を支える公共輸送機関の基盤強化や環境対策等に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 自治事務次官通達に基づき、各都道府県知事に交付金の交付が求められていることから、軽油引取税の一部を財源として交付金を交付することが最も妥当で効果的な方法である。</p> <p>(その他) NOx・PM法の施行を受けて、特定自動車排出基準適合車への代替助成など、環境対策への取り組みを強化している。</p>	農水商工総務室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-6 (15-4-2)	耕畜連携・資源循環総合対策事業費補助金	紀和町 南牟婁郡紀和町板屋78	60,932	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 家畜排せつ物の野積みを解消し、環境負荷を低減することを目的としたこの補助金は、環境と共生した農業・農村の振興を図るとい理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業者が、環境にやさしい持続的な生産活動を行うため、家畜排せつ物の適正管理と有機性資源の供給元として機能が求められているが、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とし、補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、堆肥舎整備の事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 家畜排せつ物処理のための堆肥舎整備の事業の実施により、環境にやさしい持続的な生産活動への取組という目標を家畜排せつ物の野積みの改善による環境負荷の低減により達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 生産振興総合対策等補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しており妥当である。また、事業主体は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜排せつ物の処理施設を緊急に整備する必要があるという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農畜産室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-3 (15-4-3)	山村振興等特別 対策事業費補助 金	飯高町 飯南郡飯高町宮前 180	101,652	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。</p> <p>(必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。</p> <p>(効果) 豊かな地域資源を活かした多様な都市と農山漁村の交流促進を図ることを目的とした施設を整備することにより、農山漁村での交流人口の増加に寄与する見込みである。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。</p>	農山漁村 室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-5	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18 -18	170,690	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-6	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	上野市 上野市丸之内 116	374,710	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-7	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	273,710	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-8	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字潤田1250	140,895	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	関町 鈴鹿郡関町大字木崎町919-1	318,655	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部 ) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-10	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	安濃町 安芸郡安濃町大字 川西1310番地	78,275	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-11	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	多気町 多気郡多気町大字 相可1600番地	106,050	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-12	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	玉城町 度会郡玉城町大字 田丸114番地の2	87,870	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-13	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	阿山町 阿山郡阿山町大字馬場1128番地	204,525	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のある村づくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 県費補助の一層の効率化を図るため、県費上乘せ分については、起債償還に助成する方式に移行し、国費補助分については、当事業を新設した。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-1	信用保証協会保証料軽減補助金	三重県信用保証協会 津市桜橋3-339	92,309	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 9割を超える県内中小企業の経営基盤の強化と活性化を図らなければ、県内経済の発展もありえない。長引く景気の低迷等により、中小企業の経営基盤は脆弱になっており、民間金融機関の融資だけでは、信用力が弱い中小企業に十分な資金供給ができない状況にある。中小企業の信用力を補完するため、特別法により信用保証協会が設置され、信用保証事業を実施しているが、小規模零細企業など特に信用力の弱い中小企業にとっては、金融機関の貸付金利に加え保証料を負担することが実質的な高金利となり、資金繰りを圧迫することになっている。よって、県が信用保証協会と連携し、低金利、低保証料の県単融資制度を運用し、中小企業の資金調達を補完的に支援することは、中小企業の経営基盤の強化と活性化につながり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県単融資制度の保証料軽減については、県の中小企業金融対策として実施しており、中小企業に直接保証料を補給する代わりに、県が信用保証協会に保証料の補填を行うことを条件に保証料の引下げを行っているものであるが、保証料額自体が国の指導により必要最低限に設定されているため、信用保証協会自体の経営を考慮すると補助金による補填が不可欠である。</p> <p>(効果) 信用保証協会保証料軽減補助事業の実施により、信用力の弱い中小企業に対し、残高で9,000件を超える低利な保証料での融資を行っており、中小企業の資金供給の円滑化と経営基盤の強化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当該年度の県単融資制度に係る保証債務残高に応じて補助金額(軽減額)を算出し、当該年度の未収保証料として信用保証協会に受け入れられており、補助率2分の1のため過払いは生じない。また、補助対象者として中小企業に直接保証料を補給する方法も考えられるが、個々の申請、交付、保証残高の確認等の事務負担が過大になるため、現行の方法が妥当である。</p>	金融室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-2	みえ新産業創造 ファンド事業費補 助金	財団法人三重県産 業支援センター 津市栄町 1- 891	250,377	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) ベンチャーキャピタルによる投資の大半は、首都圏 都市部に集中しており、地方に振り向けられるものは限られている。 ベンチャー企業の育成を図るには、行政が積極的に関与して、ベンチャー企業に適した資金供給システムを構築する必要がある。</p> <p>(必要性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。本県の産業構造の高度化を図るために、より積極的なベンチャー支援が必要であり、そのため、ベンチャーファンドを設立して県内ベンチャー企業へ投資を行い、専門の業務執行ベンチャーキャピタルによるハンズオンの育成支援が早急に求められるため。</p> <p>(効果) 本事業の実施により、ベンチャー企業への投資判断を行うキャピタル会社を選定し投資事業有限責任組合を立ち上げ、先ず県内企業 2社に対し投資決定を行うことができた。今後も県、産業支援センター、キャピタル会社が連携し新たな投資先の発掘に努めるとともに、投資決定企業に対しての育成支援を行っていく。</p> <p>(交付基準等の妥当性) ベンチャー企業の中核的支援機関である財団法人三重県産業支援センターがファンドの直接の出資者となり、ベンチャーキャピタルと密接に連携することで、より効果的な支援が図られるものとするため、財団に対し出資原資を補助することが、最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 平成 15年度単年度事業として目的を達成し、当該補助制度は終了している。</p>	金融室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-3	産業集積促進補助金	シャープ株式会社 大阪市阿倍野区長池町22-22	9,000,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 地域間競争の激しい企業誘致にあつては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であつたと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用して誘致した、シャープ(株)亀山工場の立地に伴い、新たに関連企業8社が県内へ新規立地し、県内既存関連企業でも5社が工場を増設する等、予想を上回るペースでFPD関連産業の集積効果が現れてきている。また、平成16年5月末時点で、亀山工場の敷地内で3,080人(協力企業12社を含む)の雇用、関連企業11社で1,392人の雇用が生まれ、当該立地に係る直接雇用者数は全体で4,472人と大規模な雇用創出に繋がった。 その他にも、亀山市、関町内のアパート・ホテルの新規着工数の増加やバス路線の新規開通・タクシー会社の新規参入等、地域の活性化も図られてきており、当該誘致がもたらした効果は絶大である。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p> <p>(その他) 債務負担行為を設定し、平成30年度まで分割して補助する。</p>	企業立地室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-4	経営構造対策事業費補助金	大台町 多気郡大台町大字 佐原750	86,947	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 安全・安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり公共性を有する。</p> <p>(必要性) 安全・安心な食料の供給が必要となっていることから、農家が生産した荒茶を安全・安心な製品に仕上げ供給する施設整備が必要である。</p> <p>(効果) 近代的な荒茶仕上げ施設の整備を行うことにより、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実/食料自給率)を、消費者が求める安全・安心な製品茶を供給することにより達成することが出来た。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の販路開拓緊急対策事業実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6899号農林水産事務次官依命通知)及び販路開拓緊急対策事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6900号経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-5	高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業費補助金	三重県漁業協同組合連合会 津市広明町323-1	320,000	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 消費者により安全性の高い水産物を供給することを目的としたこの補助金は、多くの漁業者が受益者であるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者により安全な水産物を供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。</p> <p>(効果) より高度な衛生管理に配慮した(HACCP方式に対応)水産物加工処理施設が整備されることにより、漁業者の経営安定はもとより、消費者により安全で安心な魚を安定的に供給するための漁業者の取り組みを促進させることができ、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)及び高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業の運用について(平成15年3月28日付け14水港第3267号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 平成15年度単年度事業として目的を達成し、当該補助制度は終了している。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-8	農地保有合理化促進事業費補助金	財団法人三重県農林水産支援センター 久居市明神町250-1-1	72,874	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公益団体である農地保有合理化法人が農用地等の権利移動(売買、賃貸借)に直接介入することにより、担い手農家の経営規模の拡大、農地の集団化による生産コストの削減等を図ることを目的としたこの補助金は、農業を支える担い手の育成や経営力強化を図り、食料の安定供給や地域農業を安定的に継続させるものであり公益性を有する。</p> <p>(必要性) 安全・安心な食料の供給や公益的機能の維持の観点から地域農業を安定的に継続させることが必要となっていることから、農地保有合理化法人が農用地等の権利移動(売買、賃貸借)に直接介入することにより、担い手農家の経営規模の拡大、農地の集団化による生産コストの削減等を図り、農業を支える経営力のある担い手を確保・育成することが必要である。</p> <p>(効果) 担い手農家への農用地等の利用集積を行うことにより、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実/自立経営体の農用地利用集積率)を、農地保有合理化法人が農用地等の権利移動を直接介入することにより達成することが出来た。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の農地保有合理化促進事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知)及び農地保有合理化促進事業実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第321号構造改善局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-9	社団法人三重県観光連盟事業費負担金	社団法人三重県観光連盟 会長 藤井賢三 津市島崎町3-1	176,863	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この事業は、観光関係事業者だけでなく観光情報を入手する多くの人々に利益をもたらす内容であり、県下全域を対象として広域的に取り組むことが効率的、効果的な事業であるという理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 観光振興のうち、県が行う観光情報の発信業務を民間の知恵を生かして効果的に進めるために負担金を交付しているものであり、他の方法では効果が発揮できない。</p> <p>(効果) メディアミックスによる効果的な観光キャンペーンの実施等により三重県の認知度が上がり、三重県のより詳しい情報を求めてホームページにアクセスする人々が増加し、基本事業の数値目標である「観光ホームページへのアクセス件数」を達成した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町村や民間事業者との協働により民間のノウハウを生かした効果的な事業展開を行うために、行政及び観光関係団体、民間事業者等で組織する社団法人三重県観光連盟に負担金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	観光交流室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-3-20	土地改良施設整備補修事業費補助金	三重県土地改良事業団体連合会 津市広明町 330	88,200	<p>(根拠) 農林水産商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 土地改良施設の整備補修を目的としたこの補助金は、食材の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながるという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 近年、農業用排水施設の整備が進展し造成された施設が増加していることから、老朽化していく施設の機能維持のため、土地改良施設整備補修事業を行うことは重要である。</p> <p>(効果) 土地改良施設整備補修事業の実施により、経営体の自立を支える生産基盤の整備という施策について、平成 15年度に農業用排水施設 36施設を事業完了させることによって達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施は不可能であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農業基盤室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
16-2-6 (16-2-5)	財団法人三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成15年度	220,961	135,961	85,000	平成17年度	繰越によるため。	産業支援室	
16-1-3	産業集積促進補助金	シャープ株式会社 大阪市阿倍野区長池町22-22	平成15年度～平成30年度	9,000,000	0	9,000,000	平成16年度～平成19年度	債務負担行為を設定しているため。	企業立地室	
16-1-3 (15-4-3)	山村振興等特別対策事業費補助金	飯高町 飯高町宮前180	平成15年度～平成18年度	205,766	101,652	104,114	平成19年度	施設整備が平成17年度に完了する予定であり、平成18年度以降でないと成果が現れないため。	農山漁村室	
16-1-5 (15-3-6)	団体営農業集落排水事業費補助金	勢和村 多気郡勢和村朝柄3217	平成15年度	153,925	152,105	1,820	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-6	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	上野市 上野市丸之内116	平成15年度	374,710	203,010	171,700	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-7	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	平成15年度	273,710	49,580	224,130	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	

継続評価実施計画

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
15-4-8	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字潤田1250	平成15年度	140,895	51,914	88,981	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	関町 鈴鹿郡関町大字木崎町919-1	平成15年度	318,655	65,650	253,005	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-11	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	多気町 多気郡多気町大字相可1600	平成15年度	106,050	50,500	55,550	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-12	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	玉城町 度会郡玉城町大字田丸114-2	平成15年度	87,870	6,969	80,901	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
15-4-13	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	阿山町 阿山郡阿山町大字馬場1128	平成15年度	204,525	29,155	175,370	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	
16-3-5 (15-2-16)	団体営農村総合整備事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩淵1-7-29	平成15年度	82,531	68,851	13,680	平成17年度	繰越によるため。	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名 地域振興部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-1	川上ダム建設に伴うダム関連支援事業費補助金	青山町 町長 猪上 泰 名賀郡青山町阿保 1411	100,000	(根拠)川上ダム建設に伴うダム関連支援事業費補助金交付要綱 ダム関連の水源地域整備事業の促進を目的とするこの補助金は、水源地域の住民の福祉の向上や地域の活性化に資するということから必要な支援策であり、事業を着実に進めるうえで、事業費の一部を支援することにより町の負担を軽減するため補助金を交付することが最も効果的である。 この補助金により、青山町の実施する交流施設建設事業に係る用地買収が予定どおり進行し、ダム周辺地域の整備が進んだ。	資源活用室	
16-2-1	市町村合併支援交付金	いなべ市 市長 日沖 靖 いなべ市員弁町笠田新田111番地	100,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 合併後の一体的なまちづくり等を支援することを目的としているこの交付金は、特定の事業だけを対象とするのではなく市町村建設計画に盛り込まれた事業や地域の創意工夫による事業に対して幅広く活用でき、分権型の新しいまちづくりを進めるうえで効果的である。 この事業の実施により、いなべ市では、新市建設計画に掲げた施策のひとつである地域に根ざした特色ある学校づくり(H15～H16年度)と老朽校舎(H15～H17)の計画的整備に合併初年度から着手することができた。 県としては、新市の財政負担の軽減を図るとともに、広域的な新しいまちづくりの取組に貢献することができた。	市町村合併室	

補助金等評価結果調書

(部局名 地域振興部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-2	輪中振興計画推進事業費補助金	長島町 町長 平野 久克 桑名郡長島町大字松ヶ島 38	175,000	(根拠) 輪中振興計画推進事業実施要綱 輪中地域の振興を目的としたこの補助金は、地盤の軟弱性、水害を受けやすい等、輪中地域特有の自然条件から、住民の安全を確保するとともに、木曾岬干拓地の有効利用に向けた交通網の整備等を進めるために必要であり、輪中地域の振興にあたっては、地域の特徴及び、過去の災害等を熟知している町に対し、補助金を交付することが最も効果的である。 この事業の実施により、長島町における幹線道路の整備、排水機場の整備、排水路の整備について概ね町の計画目標どおりに達成することができた。	市町村行政室	
16-2-2 (16-1-1)	輪中振興計画推進事業費補助金	木曾岬町 町長 古村 登 桑名郡木曾岬町西対海地 251	116,343	(根拠) 輪中振興計画推進事業実施要綱 輪中地域の振興を目的としたこの補助金は、地盤の軟弱性、水害を受けやすい等、輪中地域特有の自然条件から、住民の安全を確保するとともに、木曾岬干拓地の有効利用に向けた交通網の整備等を進めるために必要であり、輪中地域の振興にあたっては、地域の特徴及び、過去の災害等を熟知している町に対し、補助金を交付することが最も効果的である。 この事業の実施により、木曾岬町における幹線道路の整備、排水機場の整備、排水路の整備について概ね町の計画目標どおりに達成することができた。	市町村行政室	

補助金等評価結果調書

(部局名 地域振興部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-3-1	電気通信格差是正事業費補助金	上野市 市長 今岡 睦之 上野市丸之内116番地	117,500	(根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱 地域間における電気通信格差の是正を図ることを目的とするこの補助金は、関係事業者の単独整備ではニーズ実現が遅延すると見込まれる地域の情報通信基盤を、速やかに整備するために必要な支援策で、国の補助に併せて補助を行うことが最も効果的なものである。 この結果、光ファイバ網を用いた高規格で信頼性の高い伝送路整備により、上野市内5,262世帯の地上デジタル放送視聴環境や高速インターネット利用環境が整備され、県内他地域との格差是正が図られた。	情報基盤室	
16-2-1 (15-3-2)	三重県中部国際空港連絡鉄道整備事業費補助金	中部国際空港連絡鉄道株式会社 代表取締役社長 森徳夫 名古屋市中村区名駅四丁目26-25	71,300	(根拠)三重県中部国際空港連絡鉄道整備事業費補助金交付要綱 中部国際空港連絡鉄道の整備を目的とするこの補助金は、平成17年2月に開港する中部国際空港の鉄道アクセス整備のために必要であり、国の補助と併せて補助を行うことが最も効果的である。 この補助金により中部国際空港連絡鉄道が整備され、空港への移動手段が多様化され県民の利便性の向上が図られる。	交通室	
16-2-2	北勢線存続支援補助金	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町2丁目37番地	85,325	(根拠)地域振興部関係補助金等交付要綱 北勢線の鉄道事業運営に必要な鉄道用地を沿線市町が近鉄から取得する取組に対する支援を目的とするこの補助金は、北勢線が沿線市町の生活と密接に結びつき、公共交通としての重要度が高いということから必要であり、地域住民の日常生活の支えとなるよう利便性の向上を図るため補助金を交付することが最も効果的である。 この補助金により北勢線が存続され沿線市町住民等の利便性の確保が図られた。	交通室	

補助金等評価結果調書

(部局名 地域振興部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-2-3	生活交通路線維持費補助金	三重交通(株) 取締役社長 山本隆夫 三重県津市中央1番1号	245,805	<p>(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 [国]バス運行対策費補助金交付要綱</p> <p>国と地方公共団体による生活交通路線の確保を目的としたこの補助金は、地域住民の生活に必要な路線を維持するという理由により県として事業を行うことが必要であり、生活交通路線として必要なバス路線のうち廃止による住民への影響が大きい広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図るという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持し地域住民の福祉を確保するという目標を達成することができた。</p>	交通室	

継続評価実施計画

(部局名 地域振興部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
16-2-1 (15-3-2)	三重県中部国際空港連絡鉄道整備事業費補助金	中部国際空港連絡鉄道株式会社 代表取締役社長 森徳夫 名古屋市中村区名駅四丁目26-25	平成12年度 ～16年度	294,342	44,758	26,542	H17.3	鉄道建設工事が他の空港関連工事と整備区間が輻輳したこと等により工事の調整に不測の日数を要し、繰越明許を行ったため。	交通室	

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-1	宮川浄化センター 環境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1 丁目7-29	223,274	<p>(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱</p> <p>(公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共・公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町村)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。</p> <p>(効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(郵局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-1	市街地再開発事業費補助金	桑名市 桑名市中央町 2丁目37	77,610	<p>(根拠) 優良建築物等整備事業制度要綱、市街地再開発事業等補助要領、県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市機能の向上を図り、公共の福祉に寄与するまちづくりの推進を目的としたこの補助金は、民間資金だけでは実現困難な再開発事業について補助を行うものであり、複数市町村にまたがる生活創造圏単位の都市住宅等に対する需要や都市機能に対する広域的なニーズに対応し、地区周辺の活性化に繋がるとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業地区は桑名駅前の大規模商業ビルの敷地を含む土地であるが、当該ビルは5年以上にわたり閉鎖状態が続き、周辺環境の悪化、周辺商店街の空洞化等が深刻な問題となっている。そこで、事業施行者に対し支援を行い、適切な商業・公共施設の設置や良質な都市型住宅の確保等を通じて「快適な都市環境の整備」を進めることが必要である。</p> <p>(効果) 当事業は、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年事業であるが、平成15年度は国庫補助事業の採択を受け、関係地権者の権利調整、事業計画の作成、基本・実施設計、既存建築物の除却を実施し、平成17年度完了に向け目標の事業進捗率30%を上回る32%の実施を達成できた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 安全で快適な都市環境の整備のため、国土交通省の補助事業である優良建築物等整備事業制度要綱等に基づき桑名駅前で施行される民間の再開発事業にかかる経費について補助を行うことが最も有効な方法である。</p>	住宅室	

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-2	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金事業	津市 津市西丸之内 23-1	99,002	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。</p> <p>(効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7%(平成7年度末)から29.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-3	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金事業	四日市市 四日市市諏訪 町1-5	143,334	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。</p> <p>(効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6%(平成7年度末)から53.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-4	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金事業	松阪市 松阪市殿町13 40-1	81,114	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。</p> <p>(効果) 松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0%(平成7年度末)から12.8%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-4-5	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金事業	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1 丁目18-18	101,320	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、後年度に利子補給を行う必要がある。</p> <p>(効果) 鈴鹿市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を9.3%(平成7年度末)から23.9%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町村負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
16-1-1 (15-3-1)	土地区画整理事業補助金	嬉野町中川駅 周辺土地区画 整理組合 一志郡嬉野町 大字中川202 - 5	387,358	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内の中心的な鉄道結節点におけるまちづくり事業に寄与しており、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 駅周辺部の無秩序な市街化を防止し、良好な居住環境を有する市街地の計画的な整備を進めるために必要である。</p> <p>(効果) 15年度中に駅東西連絡通路が完成したことにより、鉄道で分断された歩行空間のネットワーク化を達成した。引き続き安心して住み易いまちづくりを目指して周辺道路の整備を行う</p> <p>(交付基準等の妥当性) 土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業について、補助金の交付を行い、健全で機能的な都市形成の促進を図ることが最も有効な方法である。</p>	都市基盤室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
15-4-1	市街地再開発事業費補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	H15~17	281,930	77,610	204,320	H18.3	事業期間が、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年であるため。	住宅室	
16-1-1 (15-3-1)	土地区画整理事業補助金	嬉野町中川駅周辺 土地区画整理組合 一志郡嬉野町大字 中川202-5	H15~H16	387,358	359,958	27,400	H17.3	補償処理の困難により繰り越したため。	都市基盤室	

補助金等評価結果調書

( 部局名 教育委員会 ) ( 単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室名	備考
15-2-1 (15-4-1) (16-1-1) (16-2-1)	全国・ブロック体育大会 派遣費補助金 (平成15年度)	三重県高等学校体育連盟 会長 前田和典 鈴鹿市稲生町8232-1	94,038	根拠 三重県補助金等交付規則、教育関係事業補助金等交付要綱 全国高等学校総合体育大会などの全国・ブロック大会に三重県を代表して参加する生徒の派遣費を支援することで、各学校における運動部活動の活性化が図られるとともに、スポーツに親しむ資質や能力の育成を図ることができた。	スポーツ振興室	
15-2-2 (16-2-2)	公立学校職員互助会助成金 (平成15年度)	(財)三重県公立学校職員互助会 理事長 中沢薫 津市栄町1丁目891	396,294	根拠 地方公務員法、三重県公立学校職員の共済制度に関する条例、三重県補助金等交付規則、教育関係事業補助金等交付要綱 教育関係職員の福利増進を図ることを目的としたこの補助金は、文化教養関係事業や健康管理事業などの福利厚生に関する事業に要する経費を助成するものである。 地方公務員法第42条により、地方公共団体は職員の厚生制度を実施しなければならないとされている。事業を実施するにあたり、対象・目的を同じくする(財)公立学校職員互助会の事業に対し補助金を交付し、事業を実施することが効率的・効果的な方法である。 この事業の実施により、教職員の健康増進及び心身のリフレッシュ等が図られ、学校教育を充実させることができた。 なお、一層の効果を発揮するために、事業検討委員会を設置して毎年、事業の検討を実施するとともに、平成12年度からは事業内容に基づき補助率を設定する見直しを行ったところである。	福利 給与室	

補助金等評価結果調書

(部局名:警察本部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
15-2-1	警察職員互助会助成金	財団法人三重県警察職員互助会(津市栄町1丁目100番地)	99,751	<p>(根拠)地方公務員法・三重県警察職員の共済制度に関する条例・財団法人三重県警察職員互助会補助金交付要綱</p> <p>三重県警察職員の相互共済及び福利増進を目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するために補助するものであり、職員の公務能率を増進させることにより警察行政の能率的な運営を図ることに資するものである。</p> <p>県が地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するにあたり、対象・目的が同じである三重県警察職員互助会に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的・効果的な方法である。</p> <p>この事業の実施により、職員の公務能率の向上を図るための福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、交付目的である三重県警察職員の福利増進を図ることができた。</p>	警察本部厚生課	